

日系人離職者に対する帰国支援事業の概要

厳しい再就職環境の下、再就職を断念し、帰国を決意した日系人離職者に対し、一定額の帰国支援金を支給する。

※ なお、入管制度上の措置として、支援を受けた者は、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととしている。

この当分の間が具体的にどの程度の期間であるかについては、本事業開始から原則として3年をめどとしつつ、今後の経済・雇用情勢の動向等を考慮し、見直しを行うこととされている。

<帰国支援金の内容>

○ 対象者

- ・ 事業開始以前（平成21年3月31日以前）に入国・在留・就労し、その後離職した日系人（南米諸国の国籍を有する者）であって、我が国での再就職を断念し、母国に帰国して、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再度入国する意志を有しないこととした者及びその家族

○ 支給額

- ・ 本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円
 - ・ 雇用保険受給期間中の者については、一定額（※）を上積み。
- ※ 支給残日数が30日以上の場合は10万円、同日数が60日以上の場合は20万円

○ 相談窓口

- ・ ハローワーク

○ 今後のスケジュール

- ・ 平成22年3月5日 ハローワークへの申請期限
- ・ 平成22年5月31日まで 出国日の設定